別表１

入所申込者評価基準

評 価 項 目	評 価 内 容	配 点	項 目 別 点数配分
１　要介護度	要介護１ *※特例入所の要件に該当し、特養以外での生活が困難な理由を別表２「特例入所に係る判断要件についての判定表」により確認*	10 点	30 点
	要介護２ *※特例入所の要件に該当し、特養以外での生活が困難な理由を別表２「特例入所に係る判断要件についての判定表」により確認*	15 点	
	要介護３	20 点	
	要介護４	25 点	
	要介護５	30 点	
２　介護者の状況（注１）	介護者が就業等で介護が困難	5 点	30 点
	複数の要介護者がいるため介護が困難	10 点	
	介護者が要支援状態・高齢等で十分な介護が困難	15 点	
	介護者が要介護状態・障害を有するなど、十分な介護が困難	20 点	
	介護者が病気等により長期入院中で介護が困難	25 点	
	身寄りや介護者が誰もいない	30 点	
３（１）在宅サービスの利用率（注２）（※直近３ヵ月平均の利用率）	２割以上４割未満	5 点	20 点
	４割以上６割未満	10 点	
	６割以上８割未満	15 点	
	８割以上	20 点	
３（２）老健・病院等の入所・入院の期間（注３）	３月以上６月未満	5 点	
	６月以上１年未満	10 点	
	１年以上２年未満	15 点	
	２年以上	20 点	
４　その他特記事項	上記項目以外に、施設入所の必要性を判定するため、特段の理由があると認められる場合に、各施設の判断により、次の例示項目を参考に、点数を加点することができる。 ・認知症のＢＰＳＤ等により常時介護が必要な場合 ・住居環境が介護に適さない場合（風呂・トイレの設備や段差等） ・地域性（同一市町内に在住している等） ・入所又は入院後間がなく、在宅サービスの利用率は低いが、在宅生活が困難な状況にある場合 ・経済的理由により、在宅サービスの利用率は低いが、在宅生活が困難な状況にある場合 ・その他、特段の理由があると認められる場合	各施設の判断により，20 点を上限に点数を加点	20 点
計		100 点	

※各評価内容の点数は「項目別点数配分」欄の点数を上限とする。
※点数が同点の場合、年齢の高い者を上位とする。
（注１）老健・病院等に入所している者の場合、退所時点での状況により判断する。
（注２）在宅サービスは、居宅サービス（特定施設入居者生活介護を除く）のほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービスを含む。
（注３）老健・病院等には、介護老人保健施設・病院のほか、介護療養型医療施設、（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業所、グループホーム等を含む。

別表２

特例入所に係る判断要件についての判定表

〔被保険者番号：　　入所申込者氏名：　　〕

項番	判断要件	申込者の状態	判定結果
1	要介護度	要介護〔　１　・　２　〕	―
2	認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態であるか否か。 【担当の介護支援専門員等の意見を参考として判断する】 ※認知症高齢者の日常生活自立度のみに基づき判断をしない	□　認知症高齢者の日常生活自立度 〔 自立・Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M 〕 □　入所申込者の在宅生活の状態 ( )	適　・　否
3	知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態であるか否か。 【担当の介護支援専門員等の意見を参考として判断する】 ※等級のみに基づき判断をしない	□　知的障害の等級 〔 B・Ⓑ・A・Ⓐ 〕 □　精神障害の等級 〔3 級・2 級・1 級〕 □　入所申込者の在宅生活の状態 ( )	適　・　否
4	家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であるか否か。 【地域包括支援センター等に状況を確認する】 ※施設入所以外にとるべき対応策がないかどうか確認	□　入所申込者の在宅生活の状態 ( )	適　・　否
5	単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に受けられないことにより、在宅生活が困難な状態であるか否か。	□　入所申込者の生活環境や介護者の状況、介護サービス・生活支援サービスの利用状況等 ( )	適　・　否
6	その他、入所申込者の特例入所にあたり、参考とすべき事項 ※本項目は参考事項であり、特例入所として考慮すべき項目は１～５であることに注意。	□　上記以外に在宅生活の継続困難な理由等 ( )	―
総合判定			適　・　否